

大空地区義務教育学校準備協議会設置要綱

(設置)

第1条 帯広市立大空中学校適正規模の確保等に関する実施計画（平成31年2月18日策定）に基づき、前期対象校の帯広市立大空中学校及び帯広市立大空小学校において、施設一体型の義務教育学校の開校に向けて、校名、校歌、校章など開設に向けた協議を行うため、大空地区義務教育学校準備協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 義務教育学校の校名、校歌、校章に関すること。
- (2) 義務教育学校の通学路の安全確保等に関すること。
- (3) 義務教育学校の改修及び増築に関すること。
- (4) 義務教育学校と地域との連携・協働のあり方等に関すること。
- (5) その他義務教育学校の開設準備に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次の掲げる者のうちから教育長が依頼する

- (1) 児童生徒の保護者の代表者
- (2) 未就学児童の保護者の代表者
- (3) 学校評議員又は学校運営協議会の代表
- (4) 町内会等の代表者
- (5) 校長及び教頭
- (6) その他教育長が特に必要と認める者

(依頼期間)

第4条 委員の依頼期間は、前条の規定に基づき教育長が依頼した日から令和4年3月31日までとする。ただし、教育長が必要と認めたときは、その期間を延長することができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表するとともに、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した委員が職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会は、会議において必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、会議の効率的な運営を図るため、児童生徒の保護者の代表者等から構成する PTA 部会を置き、PTA の再編についての協議を行うことができる。

(情報の提供等)

第8条 協議会における協議内容等については、適宜、保護者や地域住民に情報を提供し、意見を募集するものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育部企画総務課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。